

田辺市スポーツ合宿等誘致事業費 補助金交付申請について

＼スポーツ合宿だけじゃない！
修学旅行・企業の研修
旅行にも使えます！

補助対象（期間等）

令和2年4月1日～令和3年3月31日に、市内の宿泊施設（田辺スポーツパーク除く）に10名以上の団体で30人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿、教育旅行等及びMICE（会議・研修）を実施する団体の主催者又は、企画・造成を行う旅行者に対して下記のとおり補助金の交付を行います。

※スポーツ合宿については、市内宿泊の当日又は翌日に田辺スポーツパーク等の市営体育施設を利用する必要があります。

補助額

宿泊延べ人数×1,000円（最大200,000円まで）

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金は期間を通して一団体あたり200,000円までといたします。

※田辺市団体旅行誘致事業費補助金との併用はできません。

補助金交付までの事務的な流れ

申請者

補助金交付申請書（様式第1号）を田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

・旅行の日程が記載されている書類（行程表やタイムスケジュール等）

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/shienjigyoku2.html>

観光振興課

内容審査後、適当と認めるとき**交付決定通知書（様式第2号）**により申請者へ通知

↓ 宿泊延べ人数（補助額）
の変更がない場合

交付決定を受け団体旅行を実施

↓ 宿泊延べ人数（補助額）
の変更がある場合

申請者

変更・中止承認申請書（様式第3号）を観光振興課に提出

観光振興課

内容審査後、**変更決定通知書（様式第4号）**にて申請者に通知

申請者

変更決定通知を受け団体旅行を実施

申請者

実績報告書兼交付請求書（様式第5号）を観光振興課へ提出

添付書類

・旅行の日程が記載されている書類（行程表やタイムスケジュール等）
・参加者名簿
・宿泊者数等証明書（スポーツ合宿のみ）市営体育施設の使用許可兼領収書

観光振興課

内容審査後、適当と認めるとき**額の確定を通知（様式第6号）**するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL: 0739-26-9929 FAX: 0739-22-9903

Mail: kankou@city.tanabe.lg.jp HP: <http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html>

